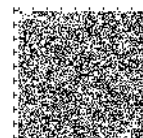


戸田市議会 D C P (案)

Toda City Assembly Democracy Continuity Plan

概要版

全体版は以下のQRコードからご覧いただけます



1. D C Pとは

一般的に、災害時における業務継続のための計画はB C P（Business Continuity Plan）であるが、戸田市議会では、議会制民主主義を維持させるための計画として、Democracyの頭文字をとり、D C Pとしている。

戸田市議会 D C P



Democracy Continuity Plan

2. 目的

議会は、市としての最良の意思決定を導く使命が課せられている。そこで、戸田市において地震、風水害や感染症のまん延が発生したときに、適切な優先順位をつけ、市の議決機関として議会制民主主義を維持し、災害時に市民の代表として議会が役割を果たすため、戸田市議会 D C Pにおいて必要な指針を定めるものである。

また、戸田市議会が戸田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携を図り、災害対策活動を支援するとともに、議員の迅速かつ適切な対応・活動により被害の拡大防止及び災害の復旧・復興に寄与するため、必要な事項を定めるものである。

3. 災害等対応組織

（1）戸田市議会災害対策支援本部

①戸田市議会災害対策支援本部の設置

地震、風水害の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、戸田市議会内に戸田市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を自動的に設置する。



② 支援本部の構成

支援本部は、全ての議員で組織し、本部長及び本部長代理を置く。（本部長は議長をもって充て、支援本部の事務を統括する。）

本部長代理は副議長及び議会運営委員長をもって充て、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

本部長及び本部長代理に事故があるとき又は本部長及び本部長代理が欠け、ともに本部長の職務を行うことができないときは、総務常任委員長、文教・建設常任委員長、健康福祉常任委員長、市民生活常任委員長、期数が多い議員（同じ期数が複数人いる場合は年齢が高い議員）の順に本部長の職務を行うものとする。

③ 支援本部の事務

本部員の安否等の確認、市対策本部に議会事務局職員を派遣し、災害情報の提供を受け、本部員に情報提供を行うこと、収集・整理した災害情報を、市対策本部に提供すること、被災地、避難所等の調査、必要に応じて国、県等への要望を行うことなどを実施する。

④ 本部員の対応

連絡体制を確立し、自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告すること、支援本部から情報提供を受け、必要に応じ市民に情報提供を図ること、被災した地域にいるときは、被災地、避難所等での情報収集を行い、必要に応じて支援本部へ報告すること、各地域における活動に協力することなどを実施する。

4. 議会運営委員会委員の選任

地震及び風水害発生時において、本会議の継続の可否や本会議の運営方法などは議会運営委員会で協議する。協議にあたってはより多くの会派の意見を反映することが望ましいことから、以下のとおりの対応を行う。



(1) 委員の選任リストの作成

各会派は、委員が欠けた際、会派内の別の議員を委員として選任するための優先順位を定めた選任リストを作成し、議長に提出するものとする。

(2) 委員の選任

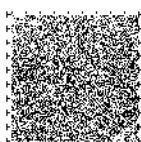
議長は、連絡がとれないなどの出席困難な委員がいた場合は、選任リストを基に会派と調整の上、同一会派内の議員を委員として選任する。

なお、別の委員を選任したあとに、元の委員が出席可能な状態となった場合、議長は元の委員を選任する。

※これらの対応は災害発生時に限るものとする。

5. 日頃の備え

災害発生時に即座に対応できるよう、電子機器の充電、備蓄物品の管理、マニュアルの整備などを行う。



6. 災害ごとの対応フロー図

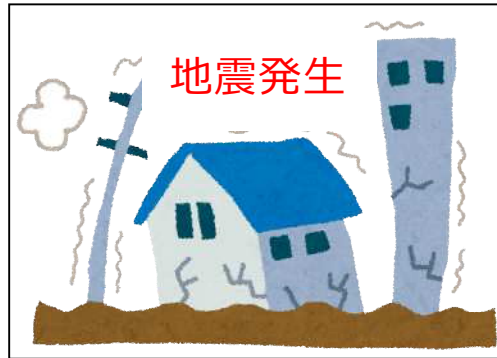
災害ごとの対応の違いを想定し、以下のとおり地震発生時と風水害発生時でそれぞれの対応フロー図を作成している。

	地震		風水害	
	会期中	閉会中	会期中	閉会中
本会議中もしくは 委員会中に発災	パターンA	パターンC	パターンA	パターンC
休会日	パターンB		パターンB	

本概要版では、参考として地震におけるパターンAのフロー図を掲載する。



①【パターンA】会期中であり、本会議中または委員会中に発災



【初動対応】

- ・ 暫時休憩
 - ・ ゆれが大きければ屋外へ避難し、議会事務局が市対策本部の設置の有無を確認
- ※市対策本部は震度5強以上で開設となるため、5強相当以上の場合は、本会議を流会（委員会は閉会）することができる。

【市対策本部設置】

自動設置

【支援本部設置】

- ・ 原則議会事務局執務室に設置
- ・ 議会事務局が議員及び市対策本部へ連絡

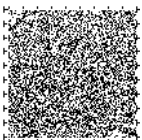
※次のページへ

【本会議再開】

- ・ 市対策本部が設置されず、再開しても差し支えないと判断できれば本会議を再開する。

【必要に応じて議会運営委員会を開催】

- ・ 会議室等に損壊がある場合は会議の開催場所の検討、議場システムに不具合が発生した場合は代替案の検討など、被災状況に応じて協議を実施



【その日の本会議は流会】 ※委員会は閉会

- ・ 支援本部の設置に伴い原則流会（委員会は閉会）。
※本会議において、会議時間（原則午後5時）までに散会（閉会）の宣告がされなければ流会。
- ・ ただし、審議状況等により開議することが適当と判断される場合はこの限りではない。その場合は、安全が確認できる場所（屋外も含む）において開議。

【議会運営委員会開催に向けた準備】

- ・ 議長及び議会運営委員長が、開催日時を調整
※議会運営委員会は原則オンラインだが、対面での参集が可能な場合はこの限りではない
- ・ 決定したら、議会事務局が議員へ通知
- ・ 連絡がとれないなど、出席困難な委員がいた場合における委員の選任（詳細は4ページ参照）

【議会運営委員会開催】

※原則オンライン（必要に応じて複数回開催）

※本会議継続の可否について検討

- ・ 災害の大きさ、議案の審議状況、過半数以上の議員が参集可能かなど、総合的に判断して本会議継続の可否を決定

継続する場合

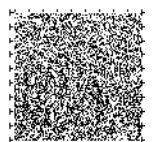
※引き続き議運で協議

※次のページへ

継続しない場合

【閉会予定日をもって自動的に閉会】

- ・ 審議未了議案等がある場合は廃案
- ・ 専決処分については、原則所管の常任委員会に事前の報告を要求
※会期中でも議会不成立なら専決処分は可能



【議会運営委員会開催】

※原則オンライン（必要に応じて複数回開催）

※本会議の運営方法等の検討

- ・開催場所の検討（議場、屋外など）
 - ※場所が変わった場合は、録音方法（複数のICレコーダーで行うなど）、映像配信（リアルタイムの配信は実施しない、録画配信の代わりに音声データを掲載するなど）、傍聴（通常どおり可能とするなど）についても検討
- ・審議状況に応じて採決まで行うかを確認
- ・一般質問について、中止にするかなどを検討
 - ※中止にする場合はページ下段の注釈【一般質問中止の際の協議ポイント】を参照
- ・委員会審査の実施について（定足数が確保できるか等を考慮する）
- ・審議未了議案における撤回の調整
- ・追加議案の上程等を調整
- ・議案の提案説明は文書の配付をもって替えるか検討
- ・専決処分がある場合は執行部に対して事前に報告を要求
 - ※会期中でも議会不成立なら専決処分は可能
- ・上記を踏まえ、会期日程の延長・変更、延会を調整

【本会議継続】

- ・上記議運の決定により本会議を継続

※注釈

【災害時における対応】

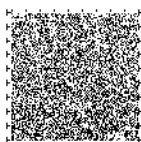
- 災害時において、会期の変更、延長、延会及び議案の撤回については、議会の議決を得ずに、議長が決定することができる。ただし、議長が決定した場合は、議会運営委員会の承認を得る。

【一般質問中止の際の協議ポイント】

- 中止にする場合、質問への回答については文書での提出を依頼するか検討する。

※文書での提出を依頼する場合

- ・全議員へ情報共有するか検討する。（可能な場合はHP公開）
- ・提出期限は被災状況を考慮して検討する。
- ・通告締切前の場合、災害関係の情報は支援本部で取りまとめるため、通告は災害関係以外に限るものとする。



7. 感染症まん延時の対応

(1) 基本的な感染症対策

感染症対策は、感染拡大を防止し、議会機能を維持することを目的としているが、地震及び風水害のような安否確認が不要であることなどを考慮し、支援本部は設置せず、必要な協議は原則議会運営委員会で行う。

新型インフルエンザ等の感染症等の発生により感染拡大が危惧される場合には、戸田市議会会議規則及び戸田市議会委員会条例の規定により、原則、オンラインにより委員会を開催する。

ただし、対面で委員会等を開催する際は、議会運営委員会で協議のうえ、議長の指示により感染症防止対策をとるものとし、必要に応じ議員に周知する。

なお、感染症の種類によって必要な対策は異なることから、具体的な対策の内容はその時の状況に応じて協議を行うものとする。

8. 終わりに

本計画の実行性を高めるためには、いざという時に本計画に沿った対応ができるよう、日ごろの備えや定期的な訓練などをおして理解を深める取組が必要である。

また、訓練などによって得られた課題を踏まえ、改善点を洗い出し、柔軟に計画の見直しを行っていくことが必要である。

これらの取組をとおして、本計画の目的である、災害時における議会制民主主義の維持に努めるものとする。

